茨木キャンパス用地取得に反対する決議

2010 年 11 月 9 日　法学部執行部会議
11 月 9 日　法学部拡大企画委員会
11 月 9 日　法学部教授会

法学部教授会は、11 月 3 日常任理事会付議文書（未確定稿）「『立命館大学キャンパスに関する将来構想』について（案）」（以下、文書②とする）が提起した「大阪北摂におけるキャンパス創造」に反対する。

その理由は下記のとおりである。

１　文書②で示された目的達成の可能性に疑義があること

文書②は「衣笠キャンパスの狭隘性の解消に加え、BKC における教学・学生支援条件の改善を含めた立命館大学全体の諸課題の総合的な解決と発展を可能とする構想なのです」と記述し、「教学展開とそれを支える全てのキャンパスの高度化」を掲げるが、現時点で、新キャンパスへの移転を表明しているのは、政策科学部長と経営学部長だけであり、全学の支援を根拠づけるために、具体的な教学改革と新キャンパスの必要性について、教授会で審議し内容を固めるまでには至っていない（「R2020 立命館大学におけるキャンパス創造の目指すところ」（11 月 3 日常任理事会付議文書（未確定稿）7 頁、以下文書①とする）。2015 年 4 月に供用開始するためには､2011 年 5 月頃までには学部教授会で教学改革の具体案を練り、移転を決議する必要があるが、それは可能なのか。

かりに可能だとしても、学生規模 1600 人の政策科学部の移転では、衣笠キャンパスの狭隘性解消の目標値（12,000～13,000 人、「立命館大学キャンパスに関する将来構想」7 月常任理事会、7 頁）を達成することはできない。12 万平米のキャンパスに経営学部、政策科学部だけでは、広すぎ、費用対効果の上でも問題がある。立命館大学を招致する茨木市の期待に応えることもできない。

また「今後検討が想定される各学部・研究科の内発的な教学改革とそのための学部規模見直しの議論を踏まえ、各キャンパス規模の適正化を進めていきます」と記述するが（文書②1 頁）、学部規模見直しが学部の定員減のことであり、衣笠キャンパスに残る各学部が定員減をすることによって衣笠キャンパスの適正化を図ることを意味するのであれば、立命館大学全体の規模や財政と関わる重要な問題であるにもかかわらず、文書①6 頁と合わせて、全学に対して、今初めて提起された課題である。教授会として議論を開始している学部・研究科は、現時点では、ほとんどない。その具体化には、各学部・研究科の教授会と全学の調整、財政見通しを必要とするのだから、相当の年月がかかることと推測される。

こうして目標達成の可能性のないまま、かつ具体的な検討を先延ばしにしたまま、学生納付金と教職員の努力とこれまでの常任理事会の工夫によって蓄えた貴重な財産である 400 億円を投じることに対して、重大な疑義がある。

２　常任理事会が示した「今後の進め方」に反していること

9 月 28 日を期限として求められた各学部・研究科、職員職場から出された意見集約につ

いては、10 月 13 日に常任理事会「新キャンパス構想に関わる意見集約の状況と今後の進め方」としてまとめられた。その中で、「今後、検討を深める課題は常任理事会を中心に議論し、意見集約での論点への返しも含めてその内容を学内で共有し、議論プロセスを積み上げていく取組を進める」と記述しているが（2 頁）、意見集約まとめで挙げられている「新中期計画の検討をはじめこの間の問題とかい離している」「教学デザイン、キャンパスコンセプトの議論が不十分」「新キャンパス構想と関わって具体化すべき課題として、教学システム、管理運営体制、事務体制、学生生活・課外自主活動課題」については、文書②では「全学園の叡智を集めて検討してくことが求められます」（3 頁）とするのみであり、「論点への返し」はなされていない。3 大キャンパス化を前提としながら、これまでの 2 キャンパスから生じた諸課題の総括がないこと、学生の諸活動が分散することへの具体的な対応が示されていないことは、問題である。

とりわけ、キャンパスコンセプトの議論は重要であり、10 月 6 日常任理事会（学生部）「学友会・院生協議会と常務理事との懇談会報告」では、学友会から「現在の議論は、各学部の教学改革と新キャンパス構想、新中期計画と各学部教学改革がつながっていない。新キャンパスデザイン、教学のビジョンが示されておらず、何のためのキャンパス構想を実現するか具体的見通しがない中で、負担を強いる計画には賛成できない」と提起されている（1 頁）。現時点では、新キャンパスに手を挙げた学部の寄せ集めにとどまっており、常任理事会で具体的な審議がなされないままである。

意見集約まとめに挙げられた「山ノ内についての再検討」「大阪・北摂に対する評価と情報提供」「大阪展開での京都ブランドと学生募集への影響」については、文書提起はあったが、茨木キャンパスを最適地とする方向での分析、まとめ方になっており、茨木キャンパスの環境問題、山ノ内について 6,000～7,000 人規模を前提にしたシミュレーションしかないことなど、検討素材としての公平性に欠ける。また世界的に知られた都市であり、歴史の町、大学の町である「京都」のプレゼンス、ブランド力や、同志社大学が衣笠よりも狭い今出川キャンパスに文系学部を集中させ、京都を拠点として新展開をしようとしていることとの比較検討もなされていない。

「財政見通し」については、10 月 2 日常任理事会懇談会で配布された「『R2020 計画に対応する財政計画とシミュレーション』解説」では、シミュレーション結果として、新キャンパス展開は可能としつつも、「従来に比して経常的な支出を増やした財政運営である以上、従来と比べれば資金の内部留保は抑制傾向になり、収支の余裕度は縮小する」とし（25 頁）、2020 年以降の「学園づくり」をどういう方向で行うかは、政策の問題であり（22 頁）、「将来の新規事業展開、さらなる施設面積拡大のために資金を留保すべきだ」「変動要素への対応力を増すために資金のバッファを見込むべきだ」という論点はあるが、それは経営姿勢・方針としている（25 頁）。しかも、今次シミュレーションの仮定は、①キャンパス整備（新キャンパス・茨木と長岡京 510 億円、既存キャンパス整備 10 年間で 500 億円）、教員・職員組織整備（2015 年度で 30 億円以上）、物件費（決算比＋20 億円＋多キャンパス対応 18.5 億円）、学生数・学費は現行同水準であり（10 頁）、新中期計画の実現課題の優先順位の検討や、学部改革（例えば、スポーツ健康科学部のプール等スポーツ施設要求など、意見集約別紙①（学部）29 頁）、学生数減・学費減などの変動があった場合などの検討がなされていないことから、多くの教職員の不安感を解消するに至ってい

ない。

その他、BKC の国際化展開の中心である経営学部が移転した場合の BKC での留学生対応（意見集約、別紙②－３、48 頁）、英語プログラム対応を考えた場合の国際関係学部と政策科学部の共同化の必要性（同 12 頁）など、経営学部や政策科学部が移転した場合の重要な課題の提起にも応えていない。

10 月 13 日文書では、意見集約の 1 つとして、「提起が『唐突』であり、議論期間設定が『拙速』『性急』であること」が挙げられていた。確かに 10 月中の判断としないことで対応したが、上述の論点等については、「意見集約での論点への返しも含めてその内容を学内で共有し、議論プロセスを積み上げていく取組を進める」ことになっておらず、「拙速」「性急」なまま、購入の結論を出そうとしており、全学の合意を得るという立命館大学の決定システムにも反している。

３　全学合意のとり方に重大な疑義があること

２の末尾で述べたように、議論のプロセスが積み上げられず、具体的な課題の検討が進まない主たる原因は、相対取引の相手方との交渉期限の設定から、十分な議論の時間を保障しないまま、期限を切って「立命館大学キャンパスに関する将来構想」を提起したことである。7 月の常任理事会「立命館大学キャンパスに関する将来構想」の「これまでのキャンパス整備の総括と今後の方針」において、「教学展開の検討にあたっては、改革当事者などの関係者のみだけでなく、検討の途中において、少なくともキャンパス全体を見渡した客観的な検討ができる検討プロセスが求められる。そうした傾向は、常任理事会での審議も同様であり、実質的な議論ができるプロセスや時間がない状況にある」と自己批判している（23 頁）ことと矛盾した対応であり、その責任は重い。

さらに 11 月 3 日の常任理事会では、総長・理事長は、再び、相手方との交渉期限の設定から、用地購入の判断を迫ったが、法学部、経済学部、産業社会学部、国際関係学部、理工学部の 5 学部長が反対の意見表明をした。茨木の用地はキャンパス用地であり、教学展開を行う場所であることから、教学課題である。しかも、財政的にも教学的にも全学に関わる重要な課題である。これまで立命館大学常任理事会は、こうした課題については、全会一致で審議して、一般理事会に提案してきた。学部教学の責任者である学部長理事が反対ないし慎重な場合には、それを無視して決定しないというのが、学部長理事制の意義である。だからこそ教学課題に全学が取り組む推進力となったのである。

今次は、これまで立命館大学を支えてきた大規模学部、高学力層の吸引で立命館大学を引っ張ってきた学部の 5 学部長が反対ないし慎重論である。全会一致の原則を維持する以上、用地購入の決定をすべきではない。もし過半数の賛成によってキャンパス用地購入を決定し、議事録に反対学部を記載するなどの対応をすることになれば、これまでの全会一致で全学合意をとる方式を放棄することになる。常任理事会の意思決定方式の変更については、それ自体として全学討議で決定すべき重い課題である。

４　学園ガバナンス改革に反すること

2009 年 12 月 23 日、常任理事会「常任理事会としての基本認識と今後の方針～『三文書』にかかわる討議を踏まえて」は、常任理事会において審議した「信頼関係の構築にむ

けた常任理事会の取り組みの経過と今後の学園創造論議について」および「学園ガバナンスの総括と今後の課題について」等を踏まえて、検討すべき課題、克服すべき課題として、「学園構成員の理解を可能な限り得ようとする努力と姿勢が極めて不十分であり、そしてそのことの裏返しとして結論の押しつけ感を強く残したものであった」ことを確認し（3頁）、具体的な対応として5つの「立命館学園のガバナンスの基本原則」を挙げた。その③として「教職員・学生等の学園創造への参加・参画」を明記し、参加・参画による民主主義的な学園運営をめざす、いわゆる「信頼回復」へ向けて歩を進めてきたところ、今次のような期限を切った議論を全学に強い、常任理事会における全会一致の原則まで無視するようなことがあれば、「信頼回復」は逆戻りしてしまうおそれがある。

川口総長は、上記文書に関して「総長提起」を行い、その中で「立命館の民主的ガバナンスのコアは教学と経営の統一が組織的に担保されてきたことにある」と記述し、また今次総長選挙において、立命館の民主的な運営、全学合意を尊重すると表明した。長田理事長も、2010年新年冒頭挨拶で、「信頼回復」を明言した。今次、用地取得の提起は、この見解表明に矛盾する。即時、撤回し、「信頼回復」を実現されることを強く要請する。

なお常任理事会は、上記文書の川口総長の提起について、認識を共通にし、「それを基礎とするしくみがいっそう機能するように、常任理事会をはじめとする諸機関の運営に当たることが重要である」と記述している（4頁）。各常任理事もまた、09年12月に全学へ提起した方針を遵守する責任があることを付言しておきたい。

以上